

東久留米のお店を応援しよう！

### 最大25%戻ってくるキャンペーン

市では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内店舗を応援するため、対象店舗でスマートフォン決済サービス「PayPay」を

還元するキャンペーンを実施します。  
【期間】9月1日（水）午前0時～10月31日（日）午後11時59分（2カ月間）  
【付与率】利用金額の最大25%  
【付与上限】1決済当たり3

000円相当、1カ月当たり1万円まで（期間中最大2万円相当まで）

【対象店舗】PayPayを導入している市内対象店舗（大型店舗、大手チェーン店などは対象外）

※現在実施中のプレミアム付商品券のB券が使用できる店舗とは異なります。

対象店舗の一覧は、今後、ホームページに掲載します。

### 市立学童保育所運営業務委託に係る公募型プロポーザルを実施します

市では、「東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画（3年2月改訂）」で示しているように、前次第一・第二学童保育所、柳津第一・第二学童保育所および本村学童保育所の5学童保育所の運営に関する業務を行う委託事業者を一括して公募型プロポーザル方式により募集します。

参加希望事業者は、市ホームページに掲載の「東久留米市立学童保育所運営業務委託プロポーザル実施要領」を参照し、期限までに応募してください。  
【実施要領配布】8月2日（月）～20日（金）まで、市ホームページまたは児童青少年課窓口で取得してください。  
【参加表明書の提出期限】8月20日（金）午後5時までに（必着）、〒2031

### 新小学一年生を対象に就学時健康診断を実施します

4年4月に小学校へ入学予定の方を対象に、健康診断を実施します。  
対象者には9月中旬ごろ（予定）に通知書を送付し、

8月24日（水）受け付けは各小学校で、いずれも午後1時

学校名	電話	実施日
第一小学校	471・0014	11月24日（水）
第二小学校	471・0134	10月29日（金）
第三小学校	471・0104	11月11日（木）
第五小学校	461・5843	10月22日（金）
第六小学校	471・5370	10月20日（水）
第七小学校	471・0114	11月15日（月）
第九小学校	471・7548	10月6日（水）
第十小学校	473・9196	11月9日（火）
小山小学校	474・1691	11月5日（金）
神宝小学校	474・4108	10月12日（火）
南町小学校	461・2662	10月8日（金）
本村小学校	474・0404	11月12日（金）

【注意】病气、その他やむを得ない事由により、住民登録上の入学予定校で受診できない方や、私学など、他校へ入学予定で受診しない方は、9月24日（金）までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係（470・7779）へご連絡ください。▼外国籍のお子さんと就学を希望する方は、早めに同課学事係（市役所6階）で手続きをしてください。外国籍の方への案内は、9月中旬ごろ発送予定。詳しくは同課へ。

東京都 住宅政策本部 東久留米市

## 空き家セミナーと個別相談会

参加無料（要予約）

セミナー 定員20人  
空き家に関するお金の話  
～将来、損をしないために～  
令和3年9月5日（日）  
13:15～14:50（受付開始13:00～）  
会場：市民プラザホール（東久留米市役所内）  
（所在地：東久留米市本町3-1）

個別相談会 先着15組（1組30分）  
令和3年9月5日（日）  
15:00～16:30  
会場：市民プラザホール（東久留米市役所内）

このような空き家のお困り・お悩みがご相談いただけます  
■自分に合った空き家の活用方法が知りたい  
■空き家の解体費用がどれくらいか知りたい  
■遺品整理をどう始めたいか知りたい  
■空き家の解体費用がどれくらいか知りたい  
■空き家を資産として持ち続けながら活用したい

事前予約先 8月2日受付開始 電話 0120-336-366（受付時間 9:00～17:00）  
主催：NPO法人 空家・空地管理センター WEB: https://www.akija-akichi.or.jp/seminar/210905/

▲空き家セミナーと個別相談会のポスター

【参加費】無料  
申し込みは、8月2日（月）から同センター ☎0120・336・366（午前9時～午後5時）へ。  
詳しくは同センターまたは市環境政策課 ☎470・777

【おわびと訂正】  
広報7月15日号2面に掲載しました「3年度東久留米市「子供の食の確保」緊急対応事業補助金を交付します」内の児童青少年課の電話番号（2カ所）に誤りがありました。正しくは「470・7735」です。おわびして訂正します。詳しくは児童青少年課 ☎470・7735へ。

### 空き家セミナー・個別相談会 「空き家に関するお金の話」将来、損をしないために」を開催します

相続や相続した実家について頭を悩ます方は年々増え続けています。空き家所有者やご家族から、毎月100件以上の相談を受けている「NPO法人空家・空地管理センター」が、市と共催で空き家に関するイベントを開催します。空き家は想い出の詰まった自宅や実家。そのため、活用

するに気持ちを整えるための時間が必要になります。しかし、空き家を最終的にいつまでに、どうするのかを決めないと、なかなか前に進むことができません。まずは計画を立てること、そして空き家になっている期間の管理方法を定めることが最も重要です。セミナーでは、空き家の

維持管理から活用まで、具体的な費用についてご説明します。自宅・実家の将来について考えるきっかけとして、ぜひご参加ください。また、セミナー終了後には、個別相談会も開催します。  
【日時】9月5日（日）午後1時から受け付け。セミナーが午後1時15分～2時50分。個別相談会が3時～4時半  
※セミナーは動画での視聴もできます。配信期間は8月20日（金）～9月5日（日）  
【会場】市民プラザホール（市役所1階）  
【定員】セミナーが20人、個別相談会が15組（いずれも事前申し込み）

### 介護保険施設サービス利用時の居住費・食費の軽減制度「随時申請を受け付けます」

介護保険施設サービスを利用したときは、施設サービス（利用料の自己負担分（負担割合「1割」「2割」「3割」のいずれか）に加え、居住費・食費・日常生活費などの費用を支払いますが、所定の認定要件に当てはまる方は、申請により居住費・食費の軽減制度（負担限度額認定）が受けられます。  
居住費・食費の軽減制度（負担限度額認定）とは、所得区分に応じて居住費・食費の負担限度額（施設に支払う1日当たりの自己負担額）が設けられています。

認定期間は、申請があった月の初日から翌年7月31日まで（1月～7月の申請の場合は同年7月31日まで）です。毎年8月1日を基準日として更新の手続きが必要で、施設入所や短期入所サービスの利用申し込みの予定がある場合は、早めに介護福祉課（市役所1階）で申請してください。詳細は広報6月15日号2面または市ホームページをご覧ください。

新たに施設サービスの利用予定がある方、認定要件に当てはまらず更新申請を行わなかった方、または更新申請をしたが認定結果が非該当であった方でも、その後の所得状況や世帯状況、預貯金などの資産状況が変わり、認定要件に当てはまった時点で申請することがあります。判定の結果、承認された場合は、申請月の初日から負担限度額が適用となります。詳しくは同課介護サービス係 ☎470・7750へ。

【窓口受付時間】実施要領配布、参加表明書提出、企画提案書提出のいずれも、受け付け期間中の土曜・日曜日、祝日を除く平日午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）  
詳しくは同課児童青少年係 ☎470・7735へ。

収入等が下記の場合	預貯金等の基準
合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が年間120万円超	単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下
合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下	単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下
合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が年間80万円以下	単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下
老齢福祉年金受給者	単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下
生活保護受給者等	要件なし

※第2号被保険者（65歳未満）の方の預貯金等の基準は、収入等に関係なく単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下です。

### 小児慢性特定疾病医療費助成の更新手続きについて

小児慢性特定疾病医療費助成の医療費をお持ちで、引き続き医療費助成を希望される方は、更新手続きが必要です。昨年は新型コロナウイルスの影響で自動更新となりましたが、今年は更新手続きが必要となります。更新に必要な書類などは都から郵送されますので、早めに手続きを済ませてください。有効期限を過ぎてもうと、医療費助成を受けられ

【受付時間・場所】開庁日の午前8時半～正午と午後1時～5時に障害福祉課（市役所1階）で  
詳しくは、同課地域支援係 ☎470・7747、ファクス（475・8181）へ。